

給食費改定の手続きの見直しについて（報告）

1. 見直し理由

これまでの給食費改定の手続きについては、事務局から教育委員会へ改定案を提示し、学校給食の質的な観点、また、無償化以前は保護者の負担感を考慮した金銭的な観点における適正さを、学校給食審議会へ諮問し、教育委員会で決定してきた。

しかしながら、無償化が開始されたため、金銭的な観点においては、市予算として財政的な検討をし、決定している。また、質的な観点においては、物価高騰が続いているため、主に、基本物資（主食・牛乳）を中心として契約単価の上昇分を改定の増額幅とし質を維持する対応をしている。

金銭的また質的な観点のいずれについても、教育委員会及び学校給食審議会での審議が必要なものとなっていないため。

2. 見直し後の手続き方法

無償化下における基本物資の契約単価の変動分を反映させるための給食費改定においては、市予算として財政的な検討を行った上で、学校給食審議会への諮問をせず、教育委員会事務局での文書起案の決裁による給食費改定の決定とする。

その場合も、教育委員会及び学校給食審議会に対しては、改定後に給食費の副食率及び栄養価の充足率と一体で報告することで、適正な運営をおこなってまいりたい。

また、上記下線部以外が理由の給食費改定においては、これまでどおり、教育委員会で決定することとし、学校給食審議会への諮問を行うこととする。

3. 手続き方法の新旧対照表

旧	新
教育委員会(事務局)での改定案の検討	教育委員会(事務局)での改定案の検討
↓	↓
↓	市における予算要求・財政的観点での検討
↓	↓
教育委員会への改正案の提出	教育委員会(事務局)での起案・決裁による決定
教育委員会から学校給食審議会への諮問	↓
学校給食審議会から教育委員会への答申	↓
教育委員会での決定	↓
↓	学校給食審議会への報告
↓	教育委員会への報告
市における予算要求	

八戸市学校給食条例（関連から抜粋）

（給食費）

第4条 学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とされている経費に充てるための費用（以下「給食費」という）は、八戸市教育委員会が定める。

（学校給食審議会）

第5条 学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、八戸市学校給食審議会を設置する。

2 審議会は、教育委員会の諮問により学校給食の運営について審議し、その結果を教育委員会に答申する。